収入

印紙

**一回限りの売買の場合**

契約書作成とコメント等の削除方法について

①テンプレート中の●黒マルの箇所を各自用に書き換えてご利用ください。

②コメントの記載されたオブジェクトは、ページ毎にグループ化していますので、ページ毎にオブジェクトをクリックして Delete キーを押すとページ内は一括削除されます。

**契約書作成のポイント**

1.売買契約とは、買主が代金を支払い、これに対して売主が財産権を買主に移転することを約束することです。

2.売買契約書には、最低限次の事項は明確にしておく必要があります。

(1)売買の目的物を特定しておくこと（形状や数量などの物理的な性質の面と所有権や賃借権等の権利的な面）

(2)売買代金の額とその支払時期

(3)売買物件の所有権移転や引渡しの時期

(4)買主と売主の氏名

3.商品の契約不適合責任の問題が生じる可能性がありますので、その場合の処理方法等について明確にしておく必要があります。

売買金額に応じた収入印紙を貼付します。収入印紙には必ず消印をします。

**商品売買契約書**

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の「●●●●」商品（以下「商品」という。）について、次のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（目的）

第１条　乙は、本契約をもって商品を甲に売渡し、甲は、これを乙から買受けた。

代金の支払い時期と支払い方法を明確にしておく必要があります。

動産売買では、その物の引渡しが対抗要件となりますので、引渡し時期と引渡し場所を特定しておくことが重要となります。

（引渡し）

第２条　乙は甲に対し、次のとおり本件商品を引き渡すものとし、甲はかかる引渡しと引き換えに本件商品の受領を証する書面を乙に対して交付するものとする。

（１）納入日

平成●●年●●月●●日

（２）引渡し場所

●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号　●●●●株式会社

２）甲または乙が納入日または引渡し場所の変更を申し出た場合、相手方の承諾を得た後でなければ、その変更をすることはできないものとする。また、その変更により運送費等諸費用が増額した場合には、その増額の部分は変更を申し出た者の負担とする。

（代金及び支払条件）

第３条　代金及びその支払条件は、次のとおりとし、甲は乙に対し次の代金を乙の指定する口座に振込送金して支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

商品合計代金総額：金●●●●円（消費税込み）

支払内訳

手付金：本契約締結日　　　　　　金●●●●円

残代金：平成●●年●●月●●日　金●●●●円

（所有権移転時期）

第４条　本契約に基づく本件商品の所有権移転時期は、乙が甲にその商品を納入した日とする。

（検品）

第５条　甲は、第２条記載の方法により本件商品を受領したときは、受領後●日以内に本件商品の検査を実施し、検収書を乙に対して交付しなければならない。

（遅延損害金）

第６条　甲が、第３条の代金の支払を怠ったときは、乙に対し、支払期日の翌日から、年率●％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

（期限の利益の喪失）

第７条　甲について、第9条第2項又は第3項に定めるいずれかの事由が生じたときは、乙は、何等の通知または催告なくして、甲の期限の利益を喪失させ、残金全額について支払請求をすることができるものとする。

（契約不適合責任）

第８条　本件商品の引渡後、本件商品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないことが判明した場合には、甲は、乙に対し、乙の費用負担による本件商品の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡し（以下「履行の追完」と総称する）、又は代金の減額を請求することができる。なお、甲は、乙に対し、代金の減額を請求するときは、相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。

２）前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求又は解除権の行使を妨げるものではない。

３）甲は、本件商品の納品後●ヶ月以内に、第1項に定める不適合を乙に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び本契約の解除をすることができない。但し、乙が引渡時にその不適合につき悪意であった場合はこの限りでない。

４）前項の期間内に、甲が本件商品を第三者に転売したときは、そのときをもって、本条に定める乙の責任は消滅するものとする。

（解除）

第９条　甲又は乙は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合において、相手方に対して相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、本契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２）次のいずれかの事由があるときは、甲又は乙は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

1. 民法542条第1項に掲げる事由がある場合。
2. 事業に係る許認可等について監督官庁から停止、取消し等の処分を受けたとき。
3. 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき。
4. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てをしたとき。
5. 合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け又は解散の決議をしたとき。
6. 支払不能又は支払停止があったとき。手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所若しくは電子債権記録機関による取引停止処分があったとき。
7. 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
8. 自己または自己の役員等が、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、過去に暴力団構成員であった者、その他これに関連または準ずる者をいう。以下同じ。）と認められるとき、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき、反社会的勢力を利用したと認められるとき、反社会的勢力に対して資金等を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与が認められるとき、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為若しくは暴力行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。
9. 前各号に準じる事由が発生したとき。

（協議事項）

第10条　本契約の解釈に疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲乙ともに誠意をもって協議の上円満に解決するものとする。

（合意管轄）

第11条　甲乙間の本契約上直接または間接的に生じた一切の紛争については、●●地方裁判所を以って第一審の専属管轄裁判所とする。

以上のとおり契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通これを保有する。

令和●●年●●月●●日

住所　●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

（甲）氏名　　●●●●株式会社

代表取締役　●●●●　印

住所　●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

（乙）氏名　　●●●●株式会社

代表取締役　●●●●　印